

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 減額認定証をお渡しします

現在ご使用の減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）は、平成22年7月31日にて有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。7月中に新しい減額認定証をお渡ししますので、8月1日からご使用ください。

なお、減額認定証の用紙は橙色です。



## 住民税非課税世帯の区分 区分の適用

区分	世帯全員が住民税非課税である方
区分	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 老齢福祉年金を受給されている方

## 医療費通知の送付を希望される方へ

これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付しておりましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、次の問い合わせ先まで連絡ください。

ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。

すでに「送付を希望する」旨連絡をいただいた方は、再度の連絡の必要はありません。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
洞爺湖町住民課国保医療係 ☎ 0142-74-3002

## 国民健康保険から

各種医療受給者証を  
お持ちの方へ

**現** 在使用中の次の医療受給者証は、8月1日以降使用できなくなります。新しい受給者証は、7月中に郵送しますので、旧受給者証は、8月以降に破棄してください。

郵送する医療受給者証

重度心身障害者医療費受給者証

ひとり親家庭等医療費受給者証

乳幼児医療費受給者証  
国民健康保険特定疾病療養受給者証

医療受給者証の交換にあたり、健康保険に変更があった方は、保険証をお持ちになり窓口で変更の手続きをしてください。また、所得証明書などの提出を求められている方で、まだ提出をされていない方は至急提出してください。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在ご使用中の認定証は、8

月1日以降使用できなくなりま  
す。住民税非課税世帯の方など  
は、8月1日以降に忘れずに更  
新してください。



国保税及び後期高齢  
保険料の口座振替の  
おすすめ

保険税等の納入を便利な口座  
振替にしませんか、すっかり納  
め忘れや銀行に行く手間がはぶ  
けます。

申込みは、国保と後期高齢の  
窓口または金融機関で取り扱っ  
ています。口座番号（預金通帳  
と印鑑（預金通帳に使用してい  
る）をお持ちください。

詳しくは、住民課国保医療係  
☎ 74 3002へ。